

## 東三番街自治会自主防災組織 運営規則

## (目 的)

第1条 東三番街自治会自主防災組織（以下、自主防災組織という）は、自主的な防災活動を行うことで、地震や火災、そのほかの災害による被害の防止や軽減および災害からの迅速な復旧に取り組み、住民の安全の確保を図ることを目的とする。

## (事 業)

第2条 自主防災組織は、その目的を達成するため、防災計画を作成しそれにもとづいて次の事業を行う。

- (1) 防災に関する知識の普及や意識の啓発
- (2) 防災資機材の整備と点検
- (3) 防災訓練に関すること
- (4) 大規模災害発生時（以下災害時）の、情報収集、消火、救護、避難誘導、給水給食などの活動
- (5) 防災対策専門委員会（以下、委員会という）やアーバンみらい東大宮東三番街管理組合（以下、管理組合という）及びアーバンみらい地区の自治会（以下、他自治会等という）などとの連携に関すること

## (組 織)

第3条 自主防災組織は、自治会が設置する。

- 2 自主防災組織は、自治会役員と班長および防災ボランティア（住民有志）で構成する。
- 3 代表は自治会会長、副代表は自治会副会長及び委員会の委員長とし、事務局は自治会の防災担当の役員が務める。

## (職 務)

第4条 代表は、自主防災組織を代表し、その活動の指揮、監督を行う。副代表は、代表を補佐し、代表に事故のあるときは、その職務を行う。事務局は、代表の指示を受け、自主防災組織の庶務を行う。

- 2 災害時には、代表は、災害対策本部長、副代表は、副本部長として災害対応活動の指揮を行う。不在の場合は、第3条2項の構成員の中から代行者を選ぶ。

## (会 議)

第5条 自主防災組織に防災会議、全体会議及びワーキンググループ（以下WG）をおく。

- 2 防災会議は、正副代表と事務局、委員会及び代表が要請する防災ボランティアで構成し、活動内容等について協議、調整するため適宜開催する。
- 3 全体会議は、防災会議のメンバーのほか、第3条2項の構成員によって構成し、活動の方針等について協議、確認するため年に1度以上開催する。
- 4 防災会議および全体会議は、代表が招集し出席者の過半数で議決する。
- 5 WG は、活動内容等の詳細を検討する必要が発生した場合、代表の判断により適宜設置、開催する。WGのメンバーは、代表が指名した構成員によって構成する。

## (会 計)

第6条 自主防災組織の運営に必要な経費は、自治会の予算の承認により自治会一般会計から支出を受け、その歳入にあてる。

- 2 前項の運営費により購入する防災資材のうち、さいたま市の防災資機材補助事業を活用して資機材を購入する際、自主防災組織が申請し認められた資機材の補助

金は自治会の歳入とする。

- 3 自治会が購入済みの防災資機材などの備品は、一式貸与を受け、貸与物品として適正に管理する。
- 4 収入支出および備品、貸与物品等の会計に関する事務は、会計担当を選任しこれにあてる。
- 5 会計年度は、4月から翌年3月までとする。

(監査)

第7条 会計監査は、年度末に自主防災組織の決算報告を作成し、自治会の監事があたる。

(個人情報取扱い)

第8条 自主防災組織が保有する個人情報の取扱いは、自治会の個人情報取扱いルールに従う。

(活動)

第9条 自主防災組織は以下の活動を行う。

- (1) 新年度初めに、全体会議を開き、自主防災組織の役割を再確認する。当年度の活動目標や活動計画を協議する。また必要に応じて全体会議を開き、活動計画を見直す。
- (2) 新年度初めに、防災資機材の確認と点検を行い、必要な備品については、自治会への予算措置要請や市の補助金制度を活用するなどにより購入し整備する。
- (3) さいたま市や、見沼区、アーバンみらい地区の防災訓練などの機会を活用し、住民の防災意識の向上につとめる。
- (4) 災害弱者(災害時要援護者)を把握し、災害が発生したときの支援方法を検討する。毎年度、「自治会だより」や掲示板などを利用して新たな要援護者の登録を呼びかけるとともに、既に登録している人に再確認し、要援護者リストを見直す。
- (5) 防災ボランティアに、役員会における防災関連の議論の内容を伝えるとともに、意見を求める。代表が必要であると判断した場合、役員会への出席を要請する。防災ボランティアについても、毎年度、「自治会だより」や掲示板などを利用して、新たな登録を呼びかける。
- (6) 必要に応じて、住民向けの防災マニュアルなどを改訂し、周知徹底をはかる。
- (7) 地域内の災害危険や、災害予防に関する情報を収集し、「自治会だより」や掲示板を活用して、住民に対して広報する。また必要に応じて、訓練や講習会を企画する。
- (8) 災害発生時には、災害対策本部を東三番街集会所(以下集会所という)に設置し、情報収集、消火、救護、避難誘導、給水給食などのグループ(担当者)を設けて東三番街全体の安全の確保につとめる。
- (9) 指定避難所である春野小学校の避難所運営委員会を通じて、同避難所の管理や運営に参画する。なお当自主防災組織は、食糧班を担当することとなっている。
- (10) 指定避難所の補完機能としての「身近な地域の防災拠点」である集会所で、避難者の受け入れや物資供給、避難者の情報収集・発信などの運営を行う。

(規定外事項)

本規則に規定のない事項については、関係法令等の定めによるところにより、またはそれらにも明文の定めがない場合には、自治会及び委員会などの関係者により協議し定めるものとする。

(附則)

- 1 この規則は、2021年4月18日から施行する。